平成２３年（フ）第２３５号
福島県伊達市梁川町青葉町71番地　メゾン・カルタス103号
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２５５号
福島市南沢又字河原前70番地の７　ビーラＫＡ号、従前の住所福島県伊達市保原町上保原字向台１番地182
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２５６号
福島県伊達市保原町柱田字田向１番地、従前の住所福島県伊達市保原町字中村町40番地３
債務者　狗飼　俊彦
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第８５号
福島県石川郡石川町字古舘360番地、前住所福島県石川郡石川町大字母畑字清水作48番地の３
債務者　和知　澄子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第６１１号
茨城県水戸市内原町107番地の１　ここいち内原、旧住所千葉県柏市大室1195番地の１パールハイツヒラノ102号
債務者　高木　正行
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６１５号
茨城県水戸市平須町1295番地の１
債務者　加藤木智幸
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９６号
茨城県つくば市中別府591番地176
債務者　飯島　伸幸
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１５号
茨城県稲敷郡美浦村大字布佐1876番地28
債務者　熊谷　範雄
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１７号
茨城県つくばみらい市狸穴1062番地16
債務者　熊倉　広久
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８４号
千葉県富津市大堀１丁目13番地８　パークハイムハシモトＢ202
債務者　松田　裕子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第５４８号
石川県白山市三幸町26番地　ソレイユミユキＢ－201号室、従前の住所石川県河北郡内灘町字大根布８丁目98番地
債務者　中山　知佳（旧姓水谷内）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５５９号
金沢市西念３丁目22番３号　サンクレスト駅西303号、従前の住所金沢市泉本町４丁目233番地２
債務者　中村　千春（旧姓大久保・乙守）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５６８号
金沢市米泉町６丁目44番地　第２作田マンション104号室、従前の住所金沢市西金沢１丁目３番地
債務者　髙橋　善信
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５６９号
金沢市米泉町６丁目44番地　第２作田マンション104号室、従前の住所金沢市西金沢１丁目３番地
債務者　髙橋　定子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３号
三重県伊賀市長田2941番地の１
債務者　渡邉　　緑
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第４９４号
大津市今堅田２丁目25番35号　エルミナフラット堅田１Ｋ棟108、前住所滋賀県高島市新旭町熊野本２丁目２番地13
債務者　大塚　淳子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１９号
大津市大石曽束２丁目11番３号
債務者　春山　昭一
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大津地方裁判所民事部